

岡山県建設工事入札に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する建設工事の入札について、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第139条の規定による最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象となる建設工事は、競争入札に付する建設工事のうち、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者(以下「契約担当者」という。)が選定する工事とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 設計金額(消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)が8,000万円未満の工事 予定価格(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)に10分の9.1を乗じて得た額(その額に10万円未満(設計金額が1,000万円未満の場合には、1万円未満)の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)とする。

(2) 設計金額が8,000万円以上の工事 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、次に掲げる額の合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、次に掲げる額の合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げた額)とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 岡山県建築工事積算基準により予定価格を算出した場合は、前項第2号イの直接工事費の額は直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10分の1を乗じ

た額をいう。以下この項において同じ。)を減じた額とし、同号ハの現場管理費の額は現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

3 工事の設計積算体系等により第1項第2号の規定により難しいもののうち、別表1に掲げる工事に該当するものについては、前号の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額を別表2から別表5までのとおり読み替えるものとする。

4 工事の設計積算体系等により第1項第2号又は前2項の規定により難しいものについては、これらに規定する算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者が工事ごとに設定した率を予定価格に乗じて得た額(その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額。ただし、切り捨てた後の額が、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、10万円未満の端数を切り上げた額)とする。

5 契約担当者は、最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への説明)

第4条 契約担当者は、入札公告又は指名の通知において、最低制限価格が設定されている旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定による公告を行った一般競争入札又は同令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る建設工事については、なお従前の例による。

別表 1

第3条第3項を適用する工事	
(I) 一般土木工事やPC工事等（鋼橋上部工事以外）で工場製作工（検査路製作工）がある工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、I-1-②-1「(1) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。なお、工場製作原価は、IV-7-①-1「① 鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(II) から (VII) を除く。
(II) 鋼橋上部工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、IV-7-①-1「① 鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(III) 施設機械設備工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第3 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(IV) 機械設備工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解説に基づき積算されたもので、IX-1-3「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(V) 電気通信設備工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(VI) 電気通信設備工事（一般工事）	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-②-1「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(VII) 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-②-1「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事

別表 2

適用工事	(Ⅰ) 一般土木工事やPC工事等(鋼橋上部工事以外)で工場製作工(検査路製作工)がある工事 発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅰ-1-②-1「(1)一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。なお、工場製作原価は、Ⅳ-7-①-1「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(Ⅱ)から(Ⅶ)を除く。	(Ⅱ) 鋼橋上部工事 発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅳ-7-①-1「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事。
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接工事費の額	直接工事費の額
共通仮設費の額	間接労務費(※)及び共通仮設費の合計額	間接労務費(※)及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費及び現場管理費の合計額	工場管理費及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額
<p>上表における用語の定義はそれぞれの基準の定めるところによる。</p> <p>※ 発注者の見積参考資料における間接労務費の取扱いについて</p> <p>①橋体工場製作費を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費＝橋体工場製作費×間接労務比率／(1＋間接労務比率) (1円未満切り捨て) ・製作費＝橋体工場製作費－間接労務費 <p>②橋体工場製作費(附属物製作工数)を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費＝橋体工場製作費(附属物製作工数)×間接労務比率／(1＋間接労務比率) (1円未満切り捨て) ・製作費＝橋体工場製作費(附属物製作工数)－間接労務費 <p>③横断歩道橋工場製作費を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費＝横断歩道橋工場製作費×間接労務比率／(1＋間接労務比率) (1円未満切り捨て) ・製作費＝横断歩道橋工場製作費－間接労務費 		

別表 3

	(Ⅲ) 施設機械設備工事	(Ⅳ) 機械設備工事
適用工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第3 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解説に基づき積算されたもので、IX-1-3「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額	直接製作費及び直接工事費の合計額
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額	間接労務費及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額	工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額

別表 4

	(V) 電気通信設備工事
適用工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後
直接工事費の額	機器単体費の額に10分の6を乗じた額及び直接工事費の額の合計額
共通仮設費の額	機器単体費の額に10分の1を乗じた額及び共通仮設費の額の合計額
現場管理費の額	機器単体費の額に10分の2を乗じた額、機器間接費の額及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	機器単体費の額に10分の1を乗じた額及び一般管理費等の額の合計額

別表 5

	(VI) 電気通信設備工事（一般工事）	(VII) 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）
適用工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-②-1「（１）一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-②-1「（２）鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額（※１）	直接工事費の額（※２）
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額（※１）	間接労務費及び共通仮設費の合計額（※２）
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額（※１）	工場管理費及び現場管理費の合計額（※２）
一般管理費等の額	一般管理費等の額（※１）	一般管理費等の額
<p>※１ 見積等による機器単体費で直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでないもの（以下「当該機器単体費」という。）については、当該機器単体費について、以下のように取り扱う。</p> <p>当該機器単体費の額に10分の6を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接製作費の額に加える。</p> <p>当該機器単体費の額に10分の1を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。</p> <p>当該機器単体費の額に10分の2を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。</p> <p>当該機器単体費の額に10分の1を乗じた額を上表一般管理費等の額の読み替え後の欄の一般管理費等の額に加える。</p> <p>※２ 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）における見積等により鉄塔製作費で直接工事費、間接労務費、工場管理費の内訳が明らかでないもの（以下「当該鉄塔製作費」という。）については、当該鉄塔製作費について、以下のように取り扱う。</p> <p>当該鉄塔製作費の額に10分の6を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接工事費の額に加える。</p> <p>当該鉄塔製作費の額に10分の3を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。</p> <p>当該鉄塔製作費の額に10分の1を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。</p>		